

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方公務員共済組合における任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額の設定方法につ

いて、地方公務員共済組合の実情に応じて柔軟な制度設計が可能となるよう見直しを行うこととする。

(本則関係)

第二 この政令は、令和四年一月一日から施行することとする。(附則第一項関係)